



インドには先住民、少数民族といわれる人々が500種族もあるといわれています。その多くがそれぞれの言語や宗教を持っており、現在に継承されています。日印の交流を考えると、日本の先住民であるアイヌ民族の文化を紹介していくことは日印双方に有益な文化交流になると考え、ナマステ・インディアでは2008年以来、北海道二風谷村の平取アイヌ文化保存会とアイヌ文化振興・研究推進機構の協力でアイヌ文化を紹介してまいりました。アイヌ文化が持つ自然に対する敬意や尊厳、コミュニケーションなど日本文化にも本来、色濃くあったものが近代化の過程で多くを失っていきました。アイヌの踊りは、現代社会から突然異次元な空間へと私たちを誘い魅了します。アイヌが動物をいかに観察し、身近なものとしていたということが感じられるような素朴な踊りや歌声を聞くと、私たちが古い時代の揺りかごに乗せられたような心地にさせます。

アイヌの歴史

私たちがアイヌの人たちを史料のうえで確認できるのはおおよそ15世紀ころからです。そのころ、アイヌの人たちは漁狩猟や植物採取を主な生業にしてくらし、また他地域の人たちと交易を行っていました。和人（注）がこの島に住み始めた時期は定かではありませんが、15世紀ころにはその居住地は東は鶴川、西は余市まで広がり、現在の函館付近には若狭（福井県南西部）から商船が来航し、問屋や鍛冶屋も設けられていました。蝦夷地（北海道）からは蝦夷三品と呼ばれていた昆布、干サケ、ニシンや北蝦夷地（樺太、現サハリン）を経由した中国産品などが移出され、本州からは鉄製品、漆器、酒などがもたらされました。アイヌの人たちは本州へ移出される品物の直接、間接の生産者であり、交易者でした。

注）和人：明治以前においては、本州から渡来してきた人たちをいい、現在は、日本のなかで一番人数の多い人たちを、アイヌの人たちと並べて呼ぶときの呼び名です。

明治2（1869）年、明治新政府は蝦夷地を北海道と呼び改め、一方的に日本の一部としました。そして、アイヌの人たちを「平民」として戸籍を作成し国家に編入しましたが、そうする一方で、「旧土人」と呼び表して差別し続けました。同じ年、北海道を治めるために置かれた開拓使は、アイヌ民族の言語や生活習慣を事実上禁じ、和風化を強制する政策をとりました。また、アイヌの人たちが利用してきた土地や資源を取り上げて国の財産だとしたうえで民間に売り払うことにし、鮭漁や鹿猟を禁止したりもしました。脱亜入欧・富国強兵をめざす国家体制の改編とともに、生業と生活の転換を強いる社会的圧力が急速に大きくなっていったのです。



明治19（1886）年には北海道庁が置られました。道庁は土地と資源の民間への引き渡しと開拓をさらに進め、アイヌの人たちの住む場所を狭めていきました。こうした政策の中でアイヌの人たちの困窮がいっそう甚だしくなると、明治32（1899）年に「北海道旧土人保護法」が作られました。この法律は、農業のための土地を「下付」し、日本語や和風人の習慣による教育を行うことで、アイヌ民族を和人に同化するためのものでした。

先住民は、その土地に古くから原住していながら、今日の国家、社会の中で支配・圧迫を受け不利な立場におかれているという境遇において共通性を有しています。ある民族が自ら志向し選択したのではない変わり方を他から一方的に強いられ、その状態が長い間は是正されなかったために、おおきな喪失感や不信感、否定的影響などが幾世代にもわたって継続するという現象は、残念ながら世界各地で見受けられることです。アイヌの人たちの場合も、民族としての集団的な権利が保証されず自主的で多様な発展の可能性が制限された状態が長く続いてきました。

国連では、世界の先住民が失った権利をどのようにして回復するかについて、長年、検討が進められてきました。そして、平成19（2007）年9月、国連総会において「先住民の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。この宣言には民族の自決権や土地・資源の権利、知的財産権など、各国が達成すべき基準が明記されています。

また、国内では、この国連宣言を踏まえて、平成20（2008）年6月、国会において「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が全会一致で採択され、この決議を受け、内閣官房長官は、アイヌの人々が「先住民であるとの認識の下に」アイヌ政策に取り組む旨の政府見解を表明しました。そして、同年7月、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。

こうした社会の動きとともに、アイヌの人たちやアイヌ文化に対する一般社会の関心がより一層高まっています。しかし、アイヌの人たちにとって、差別の解消や生活の安定など、解決されていない課題がまだ残されており、このような状態を改めるためにも、これまでのアイヌ政策が更に推進されるとともに、新たな総合的施策の確立が望まれるところです。

ナマステ・インディア2013では、アイヌハウスを設け、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 アイヌ文化交流センターの協力により、アイヌ文化を紹介いたします。よりアイヌ文化を知りたい方はアイヌ文化交流センターへ訪れてください。

アイヌ文化交流センター

首都圏に居住するアイヌの人々の文化活動等を支援するとともに、アイヌの伝統や文化に関する知識の普及啓発を図るため、一般の方々に無料で自由にご利用いただける施設として、関係図書の見学や、DVD・ビデオなどの貸出、体験プランによる学習機会の提供などを行っています。

【所在地】〒104-0028 中央区八重洲2丁目4番13号
アーバンスクエア八重洲3階
【電話】03-3245-9831
【開館時間】10:00～18:00
【休館日】日・月曜日、年末・年始、祝祭日の翌日

（※参考資料：（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構、アイヌ文化交流センター、平取アイヌ文化保存会提供資料）



制作：NPO法人日印交流を盛り上げる会
助成：（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構
2013年9月

表紙、左ページ、右ページ：
ナマステ・インディア2012ステージ公演

